

桂川町大学生等通学定期券購入費補助金事業について

【1. 趣旨】

子育て世代の移住定住や若者の流出抑制等を図るため、大学生等に対して、通学に必要な区間の定期券を購入した費用について補助します。

【2. 本事業の定義】

- (1) **通学**：大学生等が居住場所（桂川町内に限る）と大学等との往復区間を合理的な経路及び方法により行うことをいいます。
- (2) **定期券**：大学生等が通学のために利用する交通機関で使用する定期乗車券をいいます。
- (3) **大学等**：学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校、高等専門学校等をいいます。
- (4) **大学生等**：大学等に在籍し通学する方
- (5) **申請者**：補助金の交付を受けようとする大学生等またはその保護者をいいます。ただし、高等専門学校生等で未成年の場合はその保護者に限ります。

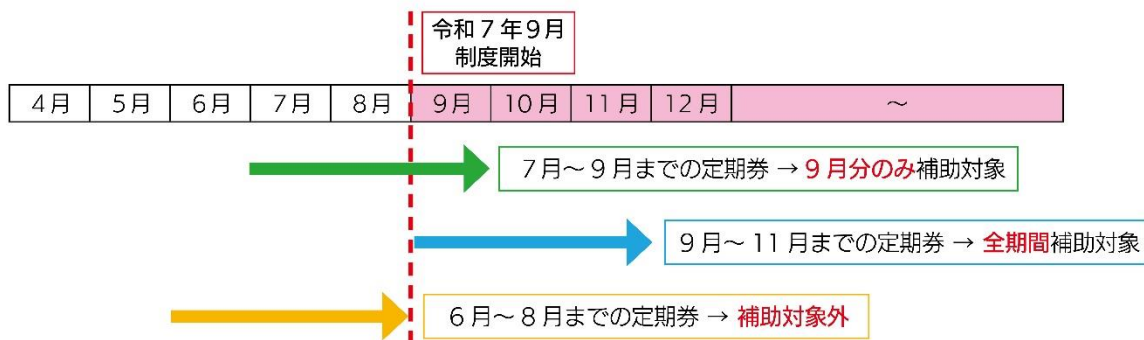
【3. 申請開始日】

- (1) 令和7年9月1日（月）

※窓口対応：8時30分～17時15分（平日のみ）

【4. 対象となる定期券の有効期間】

- (1) 有効期間が令和7年9月1日以降の定期券



【5. 補助要件】

- (1) 定期券の有効期間内に桂川町住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 大学、短期大学、専修学校、高等専門学校等に在籍していること。
- (3) 通学に際して、定期券を利用していること。

※ただし、下記に該当する方は対象外となります。

*申請者等に町税等の滞納があるもの

*当該定期券の購入に際し、他の補助や支援を受けたもの

*申請者等が桂川町暴力団排除条例に規定する暴力団員であるもの

【6. 補助金額】

(1) 定期券を購入した費用の1/2 (1,000円未満の端数は切り捨てる)

(2) 年間10万円を上限とします。

※桂川町から大学等までの往復区間を合理的な経路及び方法により行っていること。

※急行料金が含まれている場合は、その額を除いた額を補助対象経費とします。

※定期券の有効期間中に、補助対象者が町外に転出した場合は、転出日の前日までの期間を日割りにて算出した額を補助対象経費とします。

【7. 申請に必要な書類】

(1) 申請書は定期券の有効期間内に必要事項を記入のうえ、桂川町役場企画財政課に提出してください。(町HPからダウンロードできます)

(2) **定期券、定期券の写し及び定期券の写真(必須)**

補助金の交付を受ける際に、補助対象期間の「定期券」等が必要となりますので、交通系ICカード等に印字されているものは、更新をされる前にコピーをとるか写真を撮ってデータを保存しておいてください。(申請時に必ず必要になります。写し等がない場合には補助金が交付できません。)

(3) 現在通っている大学等の学生証又は在籍証明書

(4) 振込先金融機関口座が確認できる書類等の写し(通帳、キャッシュカード等)

【8. 補助金等の取消し等】

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 本事業における補助金の交付要件を欠いたとき。

《問合せ先》

桂川町役場 企画財政課

TEL : 0948-65-1085 (直通)

FAX : 0948-65-3424

e-mail : kikakuzaisei@town.keisen.fukuoka.jp